



平成21年5月18日

各 位

会 社 名 日本空港ビルディング株式会社
代 表 者 名 取締役社長 鷹 城 勲
(コード番号 9706 東証第1部)
情報取扱責任者 専務取締役 石 黒 正 吉
(TEL. 03-5757-8030)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日付で施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉に移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社定款上の条文及び用語について形式的な変更をするものであります。

(2) 「企業価値向上策」の一環として、コーポレートガバナンス強化等のため、執行役員制度を導入したことに伴い、取締役の員数を25名以内から15名以内に変更し、執行体制を効率化するとともに、執行役員の地位や職務を明確にするための規定を新設するものであります。

(3) 条文の新設、削除に伴い、従来の条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の単元株式数は、100株とする。 2 当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備え置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;"><削る></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><削る></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当会社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備え置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

<p>(株式取扱規程) <u>第13条</u> (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p><u>第14条～第19条</u> (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第20条</u> 当会社に取締役<u>25</u>名以内を置く。</p> <p><u>第21条～第29条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程) <u>第12条</u> (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p><u>第13条～第18条</u> (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第19条</u> 当会社に取締役<u>15</u>名以内を置く。</p> <p><u>第20条～第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削るものとする。</p>
--	---

以 上